○ 特定有価証券の内容等の開示に関する留意事項について(平成11年4月大蔵省金融企画局)

改正後	現	行
特定有価証券開示ガイドライン	特定有価証券開示ガイドライン	
法第二条(定義)関係	法第二条(定義)関係	
(信託受益証券等に係る50名又は500名の取扱い) 2-3 信託受益証券等 ((法第2条第1項第14号に掲げる有価証券若しくは同項第17号に掲げる有価証券で同項第14号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。) 又は同条第2項第1号若しくは第2号に掲げる権利をいう。以下この2-3及び2-4において同じ。) に係る令第1条の5、令第1条の6若しくは令第1条の8に規定する50名又は令1条の7の2若しくは令1条の8の2に規定する50名は、当該信託受益証券等に係る信託契約の締結時において受益者が現存せず、又は確定しない場合であっても、受益者となることが予定されている者(以下この2-3及び2-4において「受益者候補者」という。) を受益者として計算することに留意する。ただし、受益者候補者の性質及び決定基準、信託期間における受益者候補者の変更の態様、頻度その他の状況を勘案し、当該信託契約の締結時の受益者候補者のおおむね半数以上の者が実質的に当該信託の利益を享受する者であると認められない場合には、この限りでないことに留意する。	(新設)	
2-4 従業員持株会の参加者(定年退職又は会社の都合による退職により当該 従業員持株会を退会した者を含む。以下同じ。)に信託受益証券等を譲渡する 場合における取扱いに当たっては、おおむね次のような条件に合致している場合には、当該従業員持株会を一人受益者として取り扱うことができることに留意する。 ① 当該信託受益証券等に係る信託が、株式の発行者である会社の従業員持株会に当該会社の株式を一定の計画に従い、継続的に取得させ、又は売付けることを目的として当該会社の株式の取得又は買い付けを行うものであること。 ② 当該従業員持株会への株式の譲渡に当たり、企業内容等開示ガイドライン 5-15に掲げる条件に合致していること。 ③ 当該信託受益権等の受益者(受益者が現存せず、又は確定しない場合にあっては、受益者候補者を含む。以下この③及び④において同じ。)が当該従業員持株会の参加者であること。 ④ 信託期間中及び信託終了時の財産の分配により、当該信託受益権等の受益者(発行者が受益者である場合には、当該発行者を除く。)が当該会社の株式の交付を受けることとされていないこと。	(新設)	

(新設)

24-3 2-3及び5-3は、法第24条第1項第4号の規定における有価証券投資事業権利等の取扱いについて準用する。